

答 申 第 8 4 号
(諮 問 第 8 5 号)

令和元年（2019年）12月3日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 31 年（2019 年）4 月 25 日付け鎌総第 313 号で諮問のあった下
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 28 年（2016 年）8 月 17 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 24 年度以降に会合等を行った、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会の資料含む書面一式」について、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）11 月 2 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求

審査請求人は、平成 28 年（2016 年）8 月 17 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 24 年度以降に会合等を行った、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会の資料含む書面一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件請求に対する当初処分

実施機関は、平成 28 年（2016 年）10 月 18 日付け鎌倉市指令深地第 19 号で行政文書一部公開決定処分（以下「当初処分」という。）を行った。

ウ 当初処分についての審査請求

審査請求人は、当初処分に対し、平成 28 年（2016 年）12 月 2 日付けで審査請求を行った。

エ 当初処分についての審査請求に対する裁決

当初処分に対する審査請求手続の結果、当審査会が平成 30 年（2018 年）3 月 23 日付けで行った答申第 59 号（以下「答申第 59 号」という。）を受け、審査庁は同年 5 月 16 日付けで当初処分を取り消す裁決を行った。

オ 本件請求に対する再処分

裁決により当初処分を取り消されたため、実施機関は、裁決の趣旨にしたがって、平成 30 年（2018 年）8 月 8 日付け鎌倉市指令深地第 17 号で行政文書一部公開決定（以下「再処分」という。）

を行った。

カ 再処分の取消しと再決定

審査請求人は、再処分に対して平成 30 年(2018 年)8 月 27 日付けで審査請求を行ったところ、実施機関は、同年 11 月 2 日付けで職権により再処分を取り消し、改めて同日付け鎌倉市指令深地第 36-2 号で行政文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

キ 本件処分についての審査請求

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年(2018 年)12 月 12 日付けで本件審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年(2018 年)12 月 12 日付けで提出した審査請求書、平成 31 年(2019 年)1 月 23 日付けで提出した反論書及び同年 2 月 26 日付けで提出した再反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 非公開はあくまで例外であるところ、本件処分は極めて安易に非公開部分が広げられている。

イ 請求対象文書のうち、地質調査報告書及び測量成果簿が公開されていない。

ウ 他の自治体で公開された文書と同じ文書に条例第 6 条第 2 号に該当するとして非公開となっている部分があることは、不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 31 年(2019 年)1 月 11 日付けで提出された弁明書及び同年 2 月 15 日付けで提出された再弁明書並びに令和元年(2019 年)8 月 19 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 平成 24 年度及び平成 25 年度湘南地区整備連絡協議会に関する

資料における企業の従業員人口等の各数値等は、法人の営業活動に関する情報に該当することから、公開することで法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号アに該当する。また、平成25年度湘南地区整備連絡協議会に関する資料における路線価に係る係数及び宅地の価格等は、土地区画整理事業に係る交渉内容となり、公開することで事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれがあるため、条例第6条第4号イに該当する。

- (2) 本件処分における請求対象文書のうち、平成23年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託（その1）及び（その2）に関して非公開とした部分は、答申第59号において非公開とした処分が妥当とされた情報と同一であり、その答申に基づいて非公開としたため、妥当である。
- (3) 審査請求人が公開されていないと主張する地質調査報告書及び測量成果簿については、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会において はそれぞれの抜粋を会議の資料としていたところ、この抜粋は本件処分ですべて公開しており、請求対象文書のうち、非公開としたものはない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件処分の経緯について

本件処分は、当初処分に対して審査請求があり、当審査会の答申を経て平成30年(2018年)5月16日付けで当初処分が取り消され、再処分及びその取消しを経て、同年11月2日付けで再度行われた一部公開決定処分である。本件請求対象文書に係る判断については、答申第59号で行っていることから、この答申を踏まえて以下、検討する。

(2) 本件処分と当初処分の相違について

当初処分において、実施機関は、本件対象文書のうち、湘南地区整備連絡協議会幹事会資料を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした。しかし、答申第59号において、「幹事会資料を全

部非公開とした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。」とされたことを受け、本件処分においては、当該幹事会資料について再度非公開情報に該当する部分を検討し、再決定を行ったものである。

また、本件請求対象文書の一部は平成 28 年(2016 年)12 月 12 日付け答申第 48 号(以下「答申第 48 号」という。)における請求対象文書と重複しており、答申第 59 号において、「当審査会の平成 28 年 12 月 12 日付け答申第 48 号で公開すべきとした部分は公開すべきである。」とされたことを受け、本件処分においては、重複する文書について、答申第 48 号にのっとり改めて非公開部分の判断を行っている。

(3) 本件請求対象文書の範囲について

審査請求人は、本件請求対象文書のうち、地質調査報告書及び測量成果簿の全てが公開されていないと主張するところ、実施機関は、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会においては、これらの文書の全てではなく、抜粋したものを会議の資料としたと主張する。本件請求対象文書は平成 24 年度以降に会合等を行った湘南地区整備連絡協議会等で用いられた資料であって、その資料の作成根拠となった資料ではなく、地質調査報告書等の一部を抜粋して会議の資料としたとする実施機関の説明に特段の不自然な点や不合理な点は見当たらず、その他実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

(4) 答申第 59 号との重複部分について

本件処分で公開した文書について当審査会が見分したところ、当初処分で非公開とした幹事会資料のうち、平成 24 年度の幹事会資料については、答申第 59 号の判断にのっとり公開されている。そのため、条例第 6 条第 2 号及び第 4 号に該当するとして一部非公開処分を行った平成 25 年度の幹事会資料について、以下検討する。

(5) 条例第 6 条第 2 号該当性について

ア 条例第 6 条第 2 号アは、「法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、(中略)公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公

開情報として規定している。

イ 平成 25 年度幹事会資料について当審査会が見分したところ、非公開とされている部分は、各バス事業者の乗降人数及びそれを基にしたデータ、新駅設置に係るヒアリング内容並びに見積書の代表者印である。各バス事業者の乗降人数及びそれを基にしたデータについては、法人の営業状況に係る情報であり、当該事業者からの聞き取り等により算出を行っているとしている。

事業者が自発的に公表している場合を除き、乗降人数及びそれを基にしたデータは通常公開されている情報ではなく、経営方針等の事業活動に関わる法人の財産管理上の情報であるので、一般に公開することとなれば当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められる。

また、ヒアリングの内容についても、新駅に乗り入れる可能性の有無等については各事業者の今後の営業方針に関わる情報であり、一般に公開することとなれば当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められる。

さらに、代表者印は公開することにより、それが偽造され悪用されることも考えられることから、当該法人の権利利益を害するおそれが認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第 6 条第 2 号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(6) 条例第 6 条第 4 号該当性について

ア 条例第 6 条第 4 号は、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの 5 つを示しているが、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

イ 実施機関は、一部公開とした文書について、条例第 6 条第 4 号イに該当する部分を非公開としたとするが、当審査会が見分し

たところ、当該文書で非公開とされている部分は、宅地及び路線の価格の算定に係る係数並びに試算結果であった。これらの情報については、地権者との交渉に係る内容であるところ、仮に公開されると、今後交渉を行う地権者からの協力が得られなくなるなど交渉の事務に影響を及ぼし、その結果、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、同号イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H 2 8 / 8 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
8 / 3 1	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
1 0 / 1 8	行政文書一部公開決定通知書送付
1 2 / 2	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：再開発課）
3 0 / 3 / 2 3	答申（答申第 5 9 号）
5 / 1 6	裁決（処分の取消し）
8 / 8	行政文書一部公開決定通知書送付
1 1 / 2	行政文書一部公開決定通知書送付
1 2 / 1 2	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
3 1 / 1 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 / 2 3	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 1 5	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
2 / 2 6	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
R 1 / 8 / 1 9	第 110 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 1 / 1 1	第 113 回審査会で審議
1 2 / 3	答申（答申第 84 号）